

多可町指定地域密着型サービス事業所等の指定に係る同意の基本方針

(目的)

第1条 この基本方針は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定及び法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る法第78条の2第4項第4号及び第115条の12第2項第4号に規定する市町村長の同意(以下「同意」という。)についての基本的な方針を定め、被保険者(以下「被保険者」という。)の円滑なサービス利用に資することを目的とする。

(同意をする基準)

第2条 多可町以外の市町村長から、町内に所在する指定地域密着型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス事業所(以下「指定地域密着型事業所」という。)を指定することについて同意を求められたときは、別表に定める同意基準に適合するか審査し、適合するときは、指定に係る同意をすることとする。

(同意を求める基準)

第3条 法第9条により多可町を保険者とする被保険者(以下「本町被保険者」という。)が町の区域外に所在する指定地域密着型事業所の利用を希望するときは、町長は、別表に定める町外事業所指定基準に適合するか審査し、適合するときは、本町被保険者の申出に基づき、利用を希望する指定地域密着型事業所に受入れの可否を確認した上で、指定地域密着型事業所の所在する市町村の長に対し、指定に係る同意を求めることとする。

(他市町村からの転入したものによる利用)

第4条 他市町村から転入した者による本町に所在する指定地域密着型サービス事業所を利用したい場合、次に掲げる期間を経過したものを基準とする。

- (1) 本町に転入後、本町被保険者となって6月を経過した者に限るものとする。
- (2) 認知症対応型共同生活介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設サービスの以外の利用については、本町に転入後、本町被保険者となって3月を経過した者に限るものとする。ただし、町内にその者を介護する家族、親族等又は、後見人がいる場合又は、虐待等の理由の場合はこの限りではない。

(指定の同意の拒否)

第5条 町長は、次のいずれかに該当する場合、指定の同意をしないものとする。

- (1) 本町に所在する各日常生活圏域内の指定地域密着型サービス事業所の定員に空きがない場合
 - (2) 本町の介護保険事業計画の施設整備計画、介護保険給付計画等を考慮し、町長が同意しないことが適当であると認める場合
 - (3) その他町長が同意しないことが適当であると認める場合
- (補則)

第6条 この基本方針に定めるもののほか、他市町村長が行う指定地域密着型サービス事業所の指定への同意及び町外の指定地域密着型サービス事業所の指定等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この基本方針は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1 同意をする基準

多可町内の事業所を他市町村が指定する場合(多可町以外の被保険者の利用の場合)

サービスの種類	基準
(介護予防) 認知症対応型通所介護 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護 定期巡回随時対応型訪問介護看護	次の基準のいずれかを満たしていること。 (1) 本町の介護保険被保険者でない者の割合が事業所定員の概ね2割以内であること。 (2) 町内にその者を介護する家族、親族等又は、後見人がいる場合。 (3) 虐待等の理由の場合。
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(1) 指定対象事業所の要件 ア 開設から6月を経過していること。 イ 本町の介護保険被保険者でない者の割合が事業所定員の概ね2割以内であること。 ウ 入居等希望者がなく、1月間の受け入れがない状態であること。

	<p>(2) 入居等希望者の要件</p> <p>ア 住所地の同種の指定地域密着型サービス事業所を利用することが不可能又は著しく困難であること。</p> <p>イ 前号に掲げるもののほか、住所地特例により町内の事業所を利用している場合、その保険者の所在地にある指定地域密着型サービス事業所を利用することが不可能又は著しく困難であること。</p> <p>(3) その他</p> <p>利用者毎に同意を得ること。</p>
--	---

2 同意を求める基準

多可町外の事業所を多可町が指定する場合（多可町の被保険者が利用の場合）

サービスの種類	基準
（介護予防）認知症対応型通所介護 （介護予防）小規模多機能型居宅介護 （介護予防）認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型通所介護 定期巡回随時対応型訪問介護看護	<p>(1) 町内に所在する指定地域密着型事業所の定員に空きがないこと。</p> <p>(2) 当該事業所所在市町村にその者を介護する家族、親族等又は、後見人がいる場合。</p> <p>(3) 虐待等の理由の場合。</p>